

玉村町景観計画

一にしき野の景観づくりー

<要約版>

玉 村 町

景観とは、私たちが日ごろから目にしている「山なみ・農地・河川などの自然や、道路・建物などの街なみなどを、一体的にながめ、感じた様子」のことで、「景色」や「風景」と同じ意味で使われます。また、「見える環境」ともいわれ、単なる「ながめの美しさ」ではなく、「暮らしの豊かさや地域に対する愛着」などが映し出されたまちの特色を表すものです。

宿場町としての繁栄を今に伝える旧日光例幣使道の街並みや、緑あふれる孤丘を形成する古墳など、歴史と文化を感じさせる地域資源は、玉村町に対する印象や評価を高めます。また、利根川などの水辺、上毛三山を眺望する場所にもなる田園などの自然の豊かさを表す風景は、私たちの心を豊かなものにしていきます。さらに、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺など、多くの人が集い交流する場にふさわしい景観づくりは、玉村町の活力や発展を町内外に印象付け、イメージの向上につながることを期待されます。

こうした景観を皆さんと町が協働して形づくることで、第5次玉村町総合計画の将来像である「県央の未来を紡ぐ玉村町」を実現し、暮らす人、働く人の心の豊かさを高め、さらには今後の発展につなげるため、景観づくりのあり方を示す「景観計画」を策定しました。

玉村町の景観特性と課題

【骨格となる景観】

利根川、烏川などの河川は、河畔の斜面地の緑と一体となって自然の豊かさを象徴する景観を形づくっています。このため、景観軸として、河畔の緑と一体となった保全に取り組むことが必要となっています。また、東毛広域幹線道路(国道354号)などの幹線道路は、田園風景や山並みを眺望する場として評価されています。このため、沿道の桜並木などを活かした道路景観の創出や沿道における適切な土地利用・建築物の誘導に取り組むことが必要となっています。



【景観のまとめり】

まとめりのある農地が、ふるさとを印象づける田園風景を形成しており、かつて日光例幣使道の宿場町として栄えた中心市街地の都市的な景観など、多様な景観によって構成されています。このため、農地の保全と適切な維持管理による田園風景の保全や、周辺の景観に調和した土地利用・建築物の誘導に取り組むことが必要となっています。また、旧玉村宿は、往時の面影を残していることから、歴史的景観資源と調和した街並みの誘導に取り組むことが必要となっています。



【眺望景観】

地域のシンボルである赤城山、榛名山、妙義山からなる上毛三山や浅間山などの山並みへの眺望は、多くの住民に親しまれています。また、利根川や烏川などの河川は、開けた空間として見通しがきくため、その遠景に周囲の山並みを見ることができる優れた眺望点となっています。このため、周囲の山並みへの見通しの確保による眺望の保全に取り組むことが必要となっています。



景観づくりのテーマ

「第5次玉村町総合計画」の都市像である「県央の 未来を紡ぐ 玉村町」の実現を目指し、次のテーマのもとで景観づくりを進めます。

<将来像>

県央の 未来を紡ぐ 玉村町

<景観づくりのテーマ>

にしき野の景観づくり

山並みと川の水面が織りなす 麦秋の郷の風景に
歴史と文化が息づく玉村の景観を未来につなぐ

景観づくりの理念と基本目標

景観づくりのテーマに沿った取り組みを進めるための基本的な考え方と、これを踏まえつつ、今後何を「まもり(保全)、いかし(活用)」「つくり(創出)」「よいものにし(改善)」「そだてる(育成)」ことが必要となるのか、基本目標として次の4つの方向を示します。

景観づくりの理念

玉村の原風景を守り・
活かした景観づくり

豊かな暮らしや地域の
活力が表れた景観づくり

今ある良いもの・特徴的なものを守っていく視点

新しい価値や魅力を付け加え、創り出していく視点

基本目標

基本目標1：「まもり、いかす」
ふるさと感じさせる田園風景と山並みへの眺望を守り、旧宿場町としての歴史文化を活かした景観を未来に継承する

基本目標2：「つくる」
町への愛着や誇り、豊かな暮らしが感じられる、魅力的な街並みを創り出す

基本目標3：「よいものにすする」
ふるさと感じさせる風景の価値を尊重し、調和に向けて風景や街並みを良いものにしていく

基本目標4：「そだてる」
愛着や関心を持って、みんなで協働してふるさとの風景を育てる

景観づくりの考え方

玉村町の景観は、広範に広がる優良な農地や、利根川や烏川の水辺、上毛三山や浅間山など町域を越えた周囲の山並みで構成されており、眺望景観に優れていることに特徴があるため、広く町全域にわたる景観の保全・活用、創出、改善、育成に、総合的に取り組む必要があると考えられます。

このことから、町全域を「景観計画区域」とするとともに、景観のまとまりや特性に応じて3つのゾーンに区分し、景観づくりに取り組むこととします。

ゾーン	景観特性と概ねの範囲
田園居住ゾーン	農地などの自然と集落の調和が課題となる、まとまりのある範囲(農地を主体とした「田園景域」と集落を主体とした「居住景域」に細分)
市街地ゾーン	様々な都市機能の集積を促進することに伴って、良好な景観形成を誘導することが課題となる、まとまりのある範囲
玉村宿重点景観形成ゾーン	歴史・文化的な資源を活かした魅力ある景観づくりを進める上で重要性が高く、街並みの保全や再生に向けた取り組みが必要と考えられる旧玉村宿周辺

良好な景観の形成に関する方針

各ゾーンにおいては、次の方針のもとで良好な景観の形成に取り組みます。

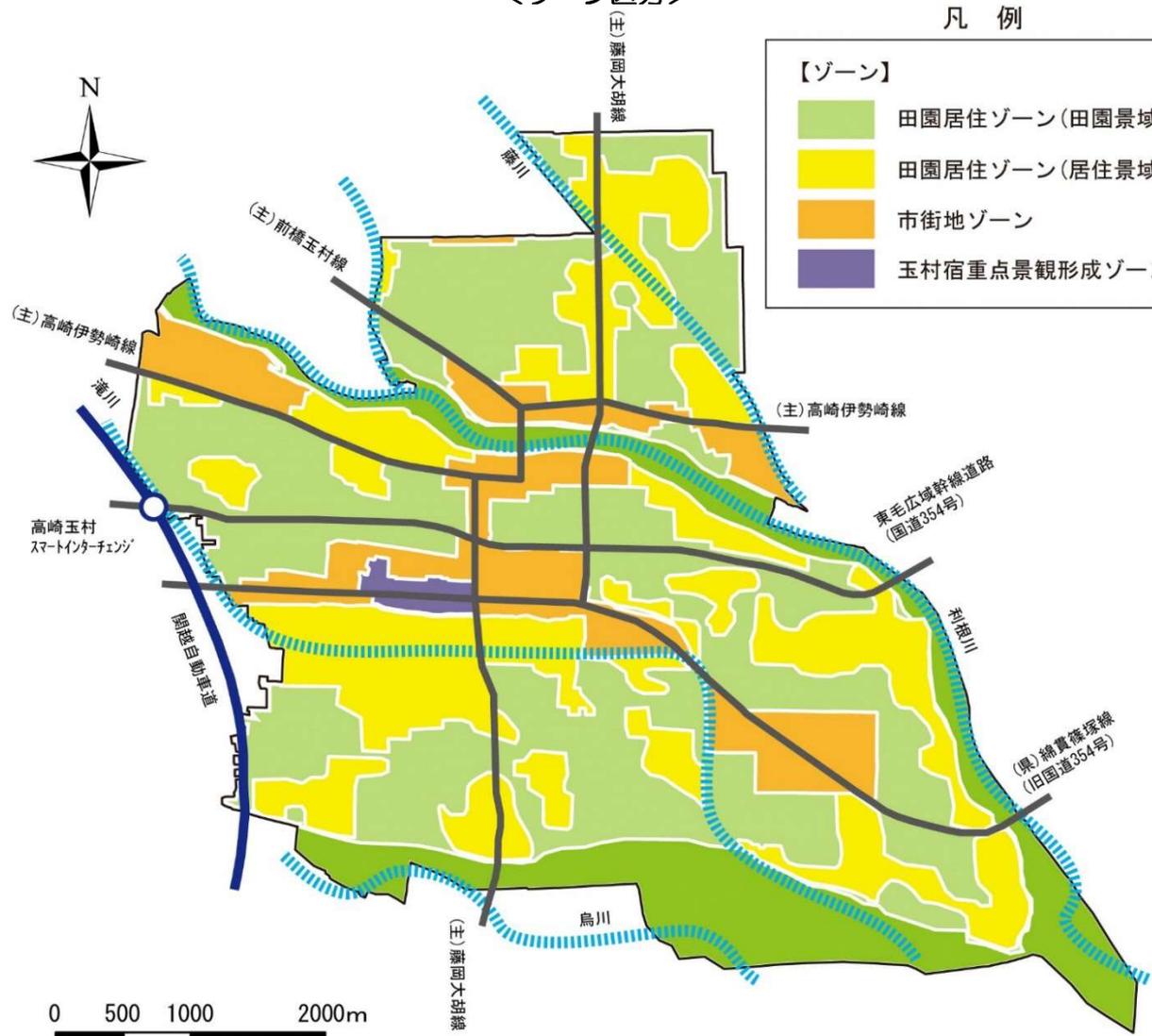
ゾーン		景観づくりの あるべき方向	ゾーンの景観形成方針
田園居住 ゾーン (市街化 調整区域)	田園 景域	上毛三山などの 周囲の山並みを 望む、「麦秋の 郷」の保全	<p>○ふるさと感じさせる田園風景をまもる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農環境の整備をはじめとする農業振興策の推進による、農地の保全と適切な維持管理の促進 ・周囲から突出した高さや規模の大きな建築物、工作物への景観的な配慮による優れた眺望の保全 ・目立ちやすい土木構造物を生じる土地の改変や屋外における資材などの堆積・貯蔵の適切な誘導 ・周辺の自然的な景観との調和に配慮した用水路の活用検討 <p>○景観資源として農地をいかす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地などの維持管理が不足した農地の、景観資源として有効活用
	居住 景域	「麦秋の郷」の 風景と調和した 緑豊かな落ち着いた 街並みへの誘導	<p>○田園風景に調和した集落の景観をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落における「かしくね」の保全や敷地・道路の境界部分の緑化促進 ・周辺の田園風景に配慮した色彩、高さや規模などが調和した建築物の立地の誘導 ・管理が不足した空き地・空き家の有効利用や適切な維持管理の促進 ・目立ちやすい土木構造物を生じる土地の改変や屋外における資材などの堆積・貯蔵の適切な誘導 ・周辺の自然的な景観との調和に配慮した用水路の活用検討
市街地ゾーン (市街化区域) ※玉村宿重点景観 形成ゾーンを除く	住みよさや活力 が感じられる魅 力的な街並みの 創出	<p>○やすらぎの感じられる住宅地景観をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩、高さや規模の調和による暮らしの場にふさわしい街並み景観の創出と、敷地や道路の境界部分の緑化促進 ・目立ちやすい土木構造物を生じる土地の改変の適切な誘導 <p>○にぎわいのある商業地の街並みをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗対策をはじめとする商業の活性化と、にぎわいが感じられる街並みの再生・創出 ・幹線道路の沿道における、街並みとして調和する建築物や、屋外広告物の設置・掲出の誘導 <p>○周辺との調和に配慮した工業地景観をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工場や倉庫が周辺に圧迫感や威圧感を与えることのないよう、周辺景観との調和に配慮した形態意匠や色彩、規模などによる建築物・工作物の誘導と、敷地境界や敷地内の緑化の促進 	
玉村宿重点景観 形成ゾーン (玉村八幡宮周辺及 び旧日光例幣使道 周辺 P4参照)	旧宿場町の風情 や佇まいを大切 にした街並みの 保全	<p>○旧宿場町の風情が感じられる街並みをまもる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な建築物の和風の形態意匠や色彩、素材などを尊重した、玉村八幡宮などの歴史的景観資源が有する風情や雰囲気と調和した街並みの保全 ・景観を損ねる屋外広告物などの掲出の制限や旧宿場町の風情を演出する要素となる屋外広告物などの誘導 	

<ゾーン区分>

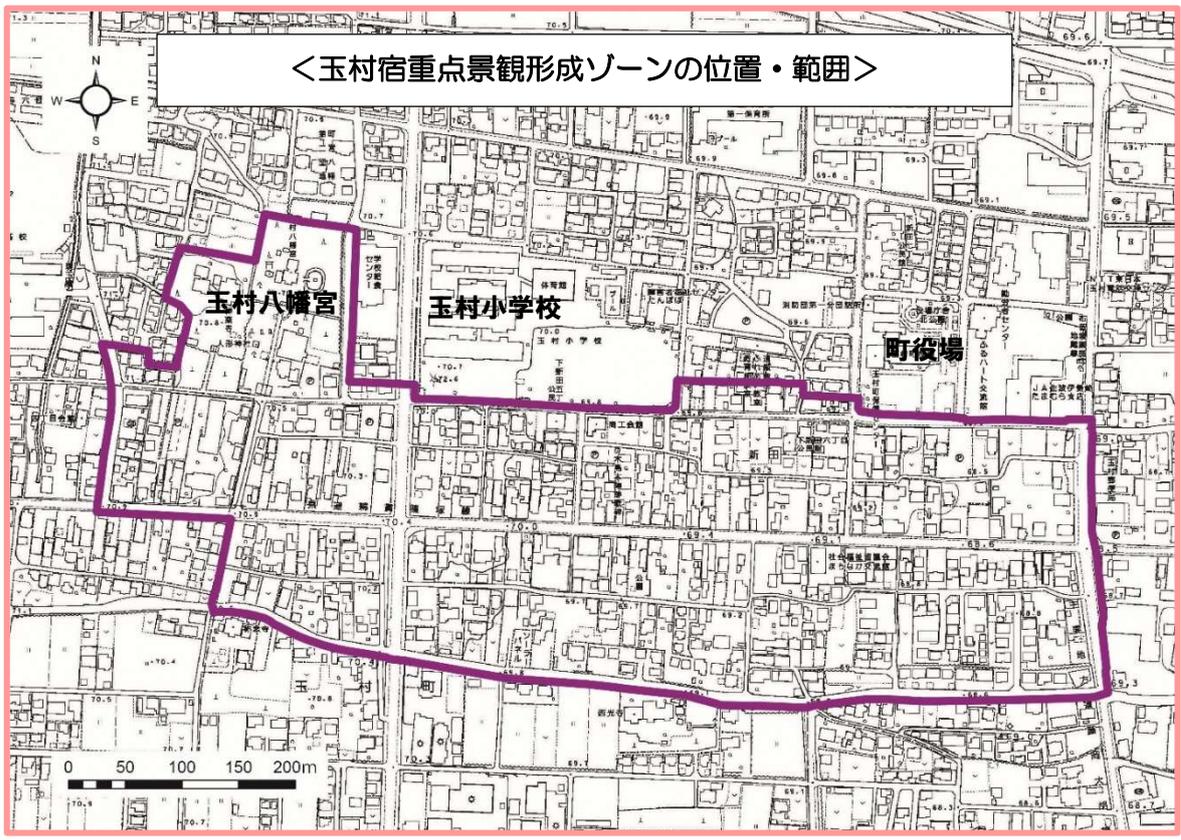
凡例

【ゾーン】

- 田園居住ゾーン(田園景域)
- 田園居住ゾーン(居住景域)
- 市街地ゾーン
- 玉村宿重点景観形成ゾーン



<玉村宿重点景観形成ゾーンの位置・範囲>



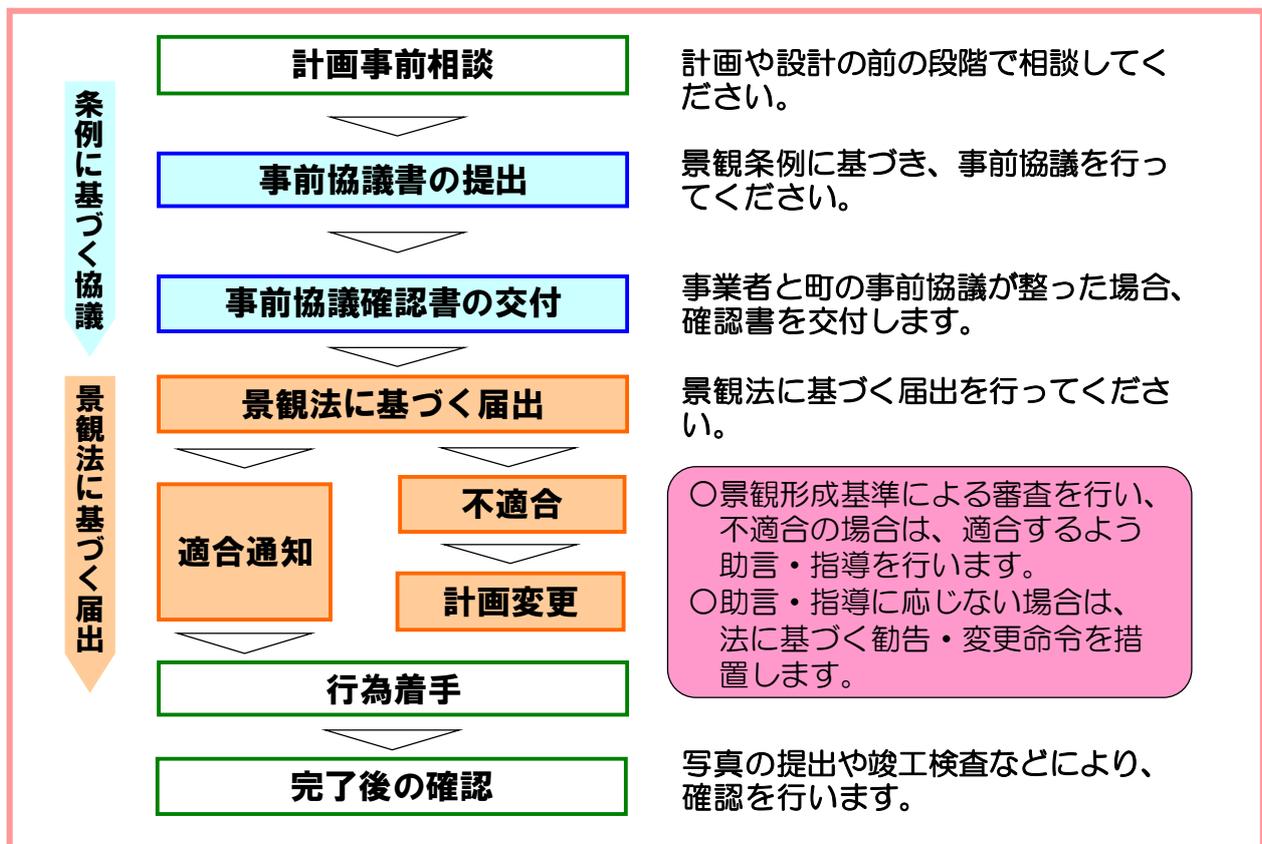
行為の制限に関する事項

景観形成方針に沿った景観づくりによって、景観形成のテーマに示すあるべき景観の姿を実現するため、建築物の新築・工作物の新設など、一定の行為を行う場合は「届出」の手続きにより、後述する景観形成基準への適合を審査することとなります。

届出の内容を景観形成基準に照らして審査し、不適合が生じる場合は、届出に係る行為に関し、設計の変更やその他の必要な措置をとることを勧告することが可能となっています。

また、玉村町においては、基準による定型的な審査だけでなく、住民・事業者・行政の協働による創意工夫の景観づくりを進めるため、玉村町景観条例に基づき、景観法に基づく届出の前に協議の場を設ける事前協議制度を行うこととしています。

事前協議、届出、審査から着工に至る手続きの流れは次のとおりです。



<参考—現在の景観づくりに関わる取り組み>

〇現在の玉村町においては、群馬県が平成5年10月に制定した「群馬県景観条例」に基づき、良好な景観づくりに向けた誘導が行われています。

〇具体的には、地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある大規模な建築物等の建築や、土地の区画形質の変更など(以下、「大規模行為」)を届出の対象とし、「大規模行為景観形成基準」によって審査することで、地域の景観に対する著しい影響を抑える仕組みとなっており、町全域に対し一律に適用されています。

〇玉村町景観計画においては、「市街地ゾーン」は、ほぼ従来の県条例と同等の届出対象行為、景観形成基準としていますが、「田園居住ゾーン」や「玉村宿重点景観形成ゾーン」においては、良好な景観の形成に向け、届出対象行為と景観形成基準に変更を加えています。

■行為制限の対象(届出対象行為)

「行為制限の対象(届出対象行為)」とは、審査のために届出が必要となる行為をいいます。
 なお、玉村町においては、次の行為を制限の対象とすることとします。

行為	対象規模など			
	田園居住ゾーン (市街化調整区域)	市街地ゾーン (市街化区域) ※重点ゾーンを除く	玉村宿重点景観 形成ゾーン (P4参照)	
建築物の建築等	高さ15m又は建築面積500㎡を超えるもの	高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	建築面積10㎡を超えるもの	
工作物の建設等	さく、塀、擁壁の類	高さ2mかつ長さ50mを超えるもの	高さ2mを超えるもの	
	電波塔、物見塔、装飾塔の類	高さ15mを超えるもの	高さ8mを超えるもの	
	高架水槽、冷却塔の類		高さ6mを超えるもの	
	煙突、排気塔の類		高さ15mを超えるもの	
	鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類			
	電線路又は空中線系			
	観覧車等の遊技施設の類、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クランチャープラント等の製造設備、自動車車庫の用に供する立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの		※規模要件なし
	彫像、記念碑の類	高さ15mを超えるもの		高さ4mを超えるもの
太陽光発電施設の類	敷地面積300㎡または最高高さ3mを超えるもの			
屋外における物品の集積又は貯蔵	高さ1.5mを超えるもの	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの	高さ1.5mを超えるもの	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	面積が1,000㎡又は法面の高さ1.5mを超えるもの	面積が1,000㎡又は法面の高さ5mかつ長さ10mを超えるもの	面積が1,000㎡又は法面の高さ1.5mを超えるもの	
土地の区画形質の変更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む)	面積が1,000㎡を超えるもの又は規模が高さ1.5mを超える法面を生ずるもの	面積が1,000㎡を超えるもの又は規模が高さ5mかつ長さ10mを超える法面を生ずるもの	面積が1,000㎡を超えるもの又は規模が高さ1.5mを超える法面を生ずるもの	

※「建築物の建築等」及び「工作物の建設等」とは、「新築(工作物については、新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」を指します。

※「電波塔、物見塔、装飾塔の類」「高架水槽、冷却塔の類」「煙突、排気塔の類」「鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類」「電線路又は空中線系」を建築物と一体となって設置する場合は、建築物の高さの合計高さとして扱います。

※建築物の新築、工作物の新設、地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取及び土地の区画形質の変更の面積について、隣り合う二つ以上の行為で行為者等が同一で、先行する行為から1年を経過せずに後発の行為に着手する場合は、一体の行為として取り扱います。

※届出を要しない通常管理行為、軽易な行為、その他の行為として、危険な木竹の伐採や農業を営むための行為などがあります。詳細は、「景観法施行令」または「玉村町景観計画」を参照ください。

■景観形成基準

届出された行為が景観形成方針に沿った景観づくりの方向性に適合するかを審査するための基準は次のとおりです。

【ゾーン共通】

行為	事項	基準																							
建築物及び工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物などの優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合には、一体的な整備などを行い、修景に活かせるように配置すること 																							
	形態	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建築物、背景のスカイラインなどの周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること 携帯基地局の鉄塔等は、「鋼管柱」の採用を検討すること 																							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 建築物の屋根にあって、次のaまたはbのいずれかに該当する色彩 <ul style="list-style-type: none"> a. 着色していない材料によって仕上げられる部分の色彩 b. 地域の特徴的な色彩で町が認めるもの イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次のa、b、cのいずれかに該当する色彩 <ul style="list-style-type: none"> a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩 b. 地域の特徴的な色彩で町が認めるもの c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の10分の1未満の場合 																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">R(赤)</td> <td>8超</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">YR(黄赤)</td> <td>8超</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y(黄)</td> <td>8超</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の色相</td> <td>8超</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※具体的な色彩はP8・9を参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯基地局の鉄塔等は、「濃茶」又は「灰色（低光沢N4.5相当）」を基本に、周辺環境との調和に配慮すること 	色相	明度	彩度	R(赤)	8超	3以下	8以下	4以下	YR(黄赤)	8超	3以下	8以下	6以下	Y(黄)	8超	3以下	8以下	4以下	上記以外の色相	8超	1以下	8以下	2以下
色相	明度	彩度																							
R(赤)	8超	3以下																							
	8以下	4以下																							
YR(黄赤)	8超	3以下																							
	8以下	6以下																							
Y(黄)	8超	3以下																							
	8以下	4以下																							
上記以外の色相	8超	1以下																							
	8以下	2以下																							
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体としてまとまりのある意匠とすること 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置すること 屋外階段、バルコニーなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること 道路、河川若しくは公園に面し、又は道路、河川若しくは公園から見える壁面などは、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること 																							

【ゾーン共通(つづき)】

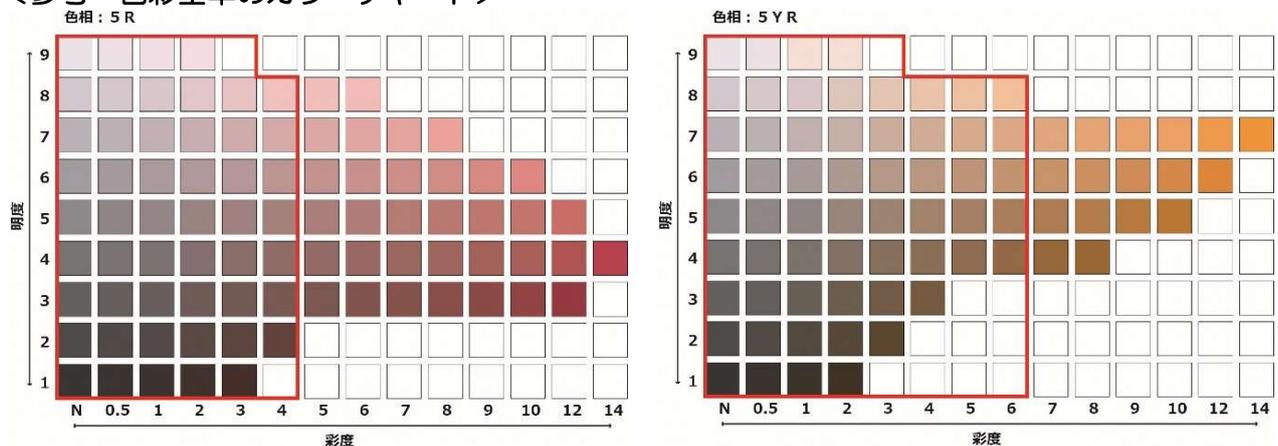
行為	事項	基準
建築物及び工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	素材	・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること
	敷地の緑化	・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽するなど、十分な緑化を行うこと ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること
	その他	・太陽光発電施設の類は、次のとおりとする。 ア. 色彩は、周囲の景観と調和するものを使用すること イ. 周辺景観との調和に配慮した配置や規模・高さとなるよう努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法	・道路などから見えにくいようにすること ・道路などに接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること ・物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること
	遮へい	・周辺の道路などからの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮へい	・周辺の道路などからの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと
	事後の措置	・掘採又は採取後の法面などは、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと
土地の区画形質の変更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む)	土地の形状	・大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと ・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林などによる影響の軽減を行うこと
	緑化	・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などを保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること

【色彩基準(ゾーン共通)】

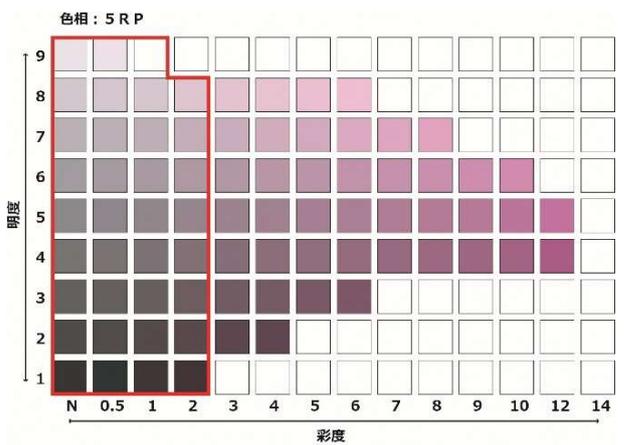
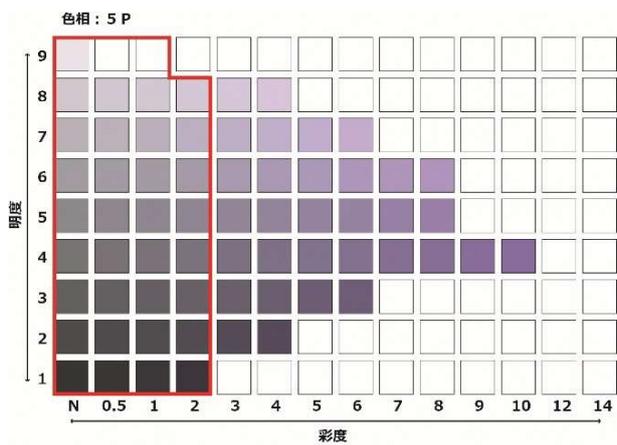
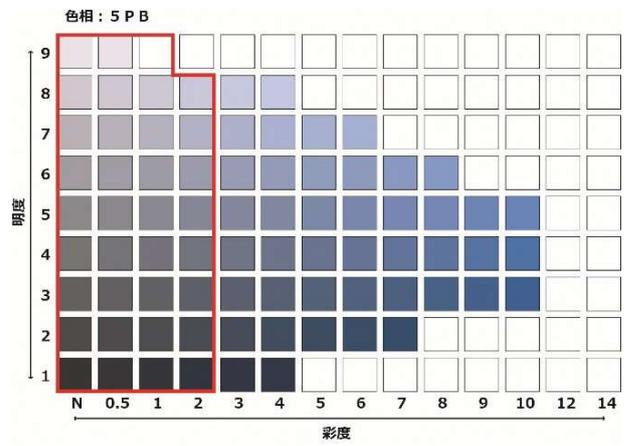
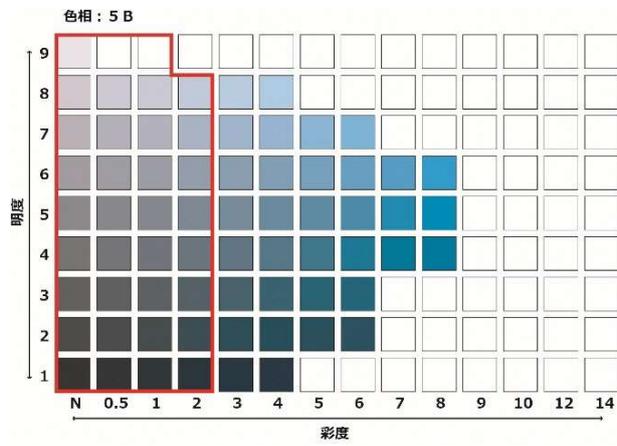
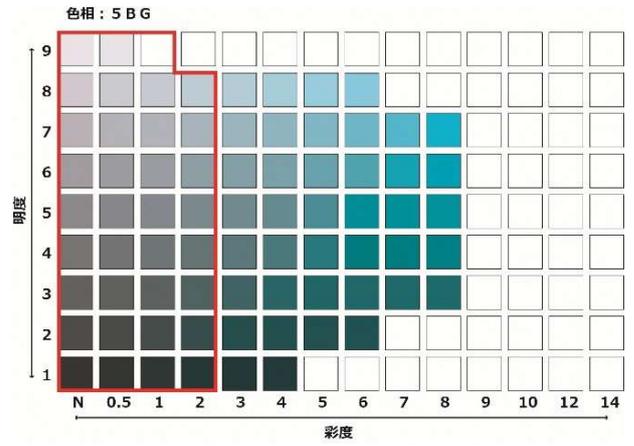
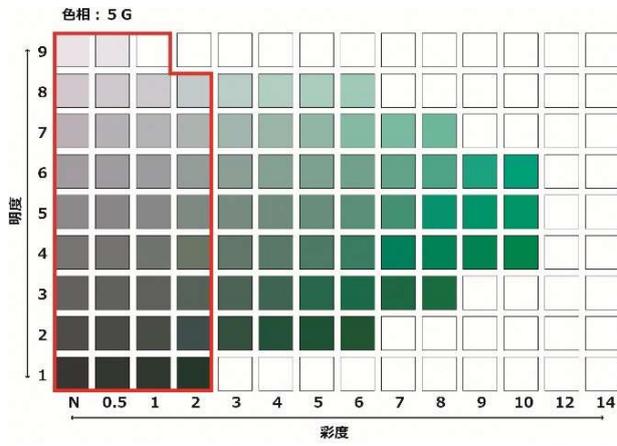
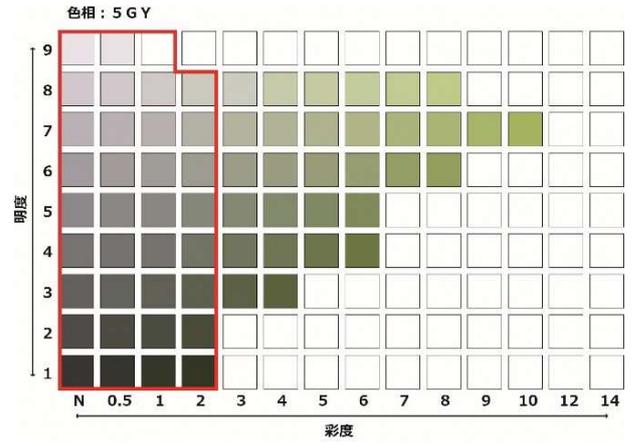
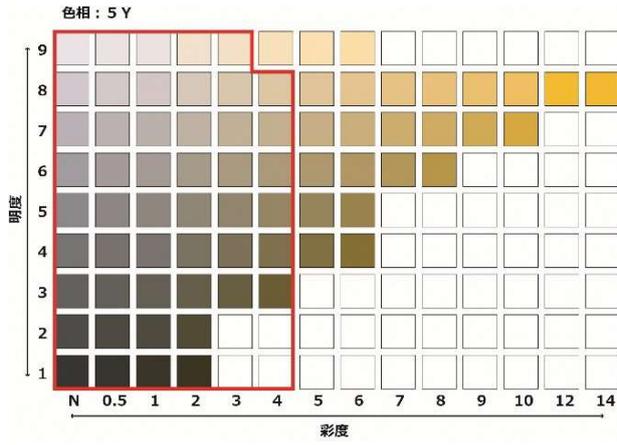
色彩基準は、JIS Z 8721 (三属性による色の表示方法) として規格化された、「マンセル値」によるものとします。

使用可能な色彩の範囲(赤枠内)は、各色相ごとに次のとおりです。

<参考—色彩基準のカラーチャート>



【色彩基準(ゾーン共通・つづき)】



【田園居住ゾーン】（市街化調整区域）

田園居住ゾーンでは、【ゾーン共通】の基準のほか、以下の基準が適用されます。

行為	事項	基準
建築物及び工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路などに接する敷地境界線からはできる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること 周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること 周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること 高層の場合には、十分な空地を確保すること 河畔や古墳、社寺林など、良好な自然景観の周辺にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする 周囲の山並みへの眺望に配慮した高さとする
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物などが多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ建築物などの周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること

【市街地ゾーン】（市街化区域）※玉村宿重点景観形成ゾーンを除く

市街地ゾーンでは、【ゾーン共通】の基準のほか、以下の基準が適用されます。

行為	事項	基準
建築物及び工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路などに接する敷地境界線から後退した、周囲の街並みとの調和に配慮した位置とするとともに、隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すこと 周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること 周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること 高層の場合には、十分な空地を確保すること
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物などが多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ建築物などの周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること

【玉村宿重点景観形成ゾーン】（P4参照）

玉村宿重点景観形成ゾーンでは、【ゾーン共通】の基準のほか、以下の基準が適用されます。

行為	事項	基準
建築物及び工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の街並みの壁面や軒との調和に配慮した位置とすること
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の街並み及び周辺の景観と調和した規模とすること 建築物の階数は原則2階建てとし、できる限り3階建てを超えないようにすること 工作物は、八幡宮の本殿や周辺の社叢<small>しゃそう</small>の高さとの調和に配慮した高さとする 大規模な建築物の場合には、周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 旧宿場町の面影を残す歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な建築物の場合には、建築物などの周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

玉村町の特徴的な景観を構成している建造物や樹木、地域のシンボル・ランドマークとなって住民から親しまれている建造物や樹木で、良好な景観形成を進める上で重要な役割を担うものを「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定し、将来にわたり住民の財産として維持・保全していくことが考えられます。

このため、指定の方針に基づき、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定を検討していきます。



その他の事項

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

屋外広告物は景観を構成する要素の一つですが、その有り様が景観の魅力を高めたり、または損ねることもあるなど、景観形成に少なからず影響を与えます。

このため、景観形成の方針を踏まえた、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に基づき、群馬県屋外広告物条例の適切な運用を促進するものとします。

また、今後は必要に応じて、町の景観形成に関する方針に基づき、町独自の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行うことも検討します。

■景観重要公共施設の整備に関する事項

景観形成を進める上で、道路や河川などの公共施設の整備が、地域の景観に少なからず影響を与えることから、その整備にあたり景観的な配慮を行うことが重要となります。

このため、今後、道路管理者や河川管理者などと協議の上、良好な景観形成を先導していく役割を担うべきこれら公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、景観的な配慮のもとで整備・維持管理・更新を進めていくことを検討します。



■景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ふるさとも感じさせる田園風景の保全は、景観形成を進める上で、重要な取り組みである一方、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、その振興・活性化も欠くことはできません。

景観法では、農業の活性化と景観形成を両輪に農業の振興に努めることを目的に、関係部署と協議の上、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」を策定することも可能となっています。



計画を推進するために

景観づくりのテーマに沿った取り組みを進める上では、住民や事業者、行政が主体的にその責務を果たしつつ、相互に連携し合っていくことが重要となります。

このため、住民・事業者、行政が協力し合うための基盤となる「推進体制づくり」、行政による「住民などの主体的な景観づくりへの支援」、町全体として総合的で統一的な景観づくりを進めるための基本認識となる「ルールづくり」の3つを柱に計画を進めることとします。

■「推進体制づくり」に向けた方策

- 行政区や商工会などの組織、ボランティア、建築や都市計画、環境などの専門家、NPOなどの組織との連携強化を図ります。
- 住民などの発意による地域独自のルールの提案を行うことのできる「景観形成団体」の設立とその活動を支援します。
- 景観計画の効果的な推進に向け、庁内の推進体制の強化を図ります。
- 住民、事業者と行政の協働の場となる組織の設置を検討します。

■「住民などの主体的な景観づくりへの支援」に向けた方策

- 住民などの主体的な景観づくりを支援するため、景観計画の周知、景観づくりに関わる情報の提供、景観づくりに関わるイベントの開催・講座などの実施、表彰制度の導入など、意識を高めるためのプログラムの実施を検討します。
- 景観づくりの専門家の派遣などの技術的支援や、良好な景観形成に取り組む住民・事業者などに対する助成制度の導入を検討します。

■「ルールづくり」に向けた方策

- 景観の将来像の実現に向けた全町の統一的、総合的なルールを設定するため、景観法に基づく規定(委任規定)とともに、景観法にはない規定で、町固有の問題点や課題に対応するために必要な規定(独自規定)を加えた景観条例を制定します。
- 地域の特性を活かした良好な景観形成を進めるため、重点景観形成ゾーンの追加指定のほか、景観法に規定のある諸制度の活用を検討します。
- 住民を主体とした様々な取り組みが進み、地域独自の景観形成方針や景観形成基準などが定められる場合は、これらの考え方を反映させるため、適切な時期に景観計画を見直します。
- 地域の景観形成方針を捉え、用途地域の指定や変更、高さの最高限度を定める高度地区の指定など、必要に応じて都市計画の指定・見直しを検討します。

【お問い合わせ先】 玉村町役場 都市建設課 都市計画係
TEL0270-64-7707(直通) FAX0270-65-2592(代表)